

主要データ

国名〔英名〕	グアテマラ共和国〔Republic of Guatemala〕
面積 (km ²)	108,889
海岸線延長 (km)	400
人口 (百万人)	14.4
人口密度 (人/km ²)	132.0
GDP (十億 US\$)	49.88
一人当り GDP (US\$)	3,302.25
主要鉱産物：鉱石	金、銀、ニッケル
主要鉱産物：地金	特になし
鉱業管轄官庁	エネルギー鉱山省〔Ministerio de Energía y Minas〕 鉱山総局〔Dirección General de Minería〕
鉱業関連政府機関	特になし
鉱業法	鉱業法 (Decreto No. 48-97 Ley de Minería) ・ 予備的調査権 6 か月 (6 か月の延長が可能)、500~3,000km ² ・ 探鉱権 3 年 (2 回×2 年の延長が可能)、100km ² 以下 ・ 採掘権 25 年 (25 年の延長が可能、20km ² 以下)
ロイヤルティ	鉱業法第 61 条~第 64 条 1% (なお 2012 年 1 月、政府と鉱業界との合意の下、鉱業法によるロイヤルティに上乗せする形で、法律に基づかないボランティアロイヤルティ (貴金属 (金、銀及びプラチナ) に対しては 4%、ベースメタル (ニッケル、銅、亜鉛等) に対しては 3%) を導入)
外資法	外国投資法 (Decreto No. 9-98 Ley de Inversión Extranjera) 外資 100% の参入が可能。
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境保護改善法 (Decreto No. 68-86 Ley de Protección y Mejoramiento del Medio Ambiente) 環境影響評価を CONAMA (国家環境委員会) へ提出し、承認を受ける義務有り
鉱業公社	なし
鉱業活動中の民間企業	加 Goldcorp 社、加 Tahoe Resources 社等
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	・ 先住民族や環境 NGO による鉱業活動への反対運動が頻発 ・ 鉱業法改正法案の国会での審議が停滞
2013 年のトピックス	・ 7 月、Pérez Molina 大統領が鉱業モラトリアム関連法案を国会へ提出

1. 鉱業一般概況

グアテマラの鉱業は、1960 年から 36 年間続いた内戦が終結した翌年の 1997 年に、外国資本を誘致するため積極的に鉱業開発を推し進めることを目的とした鉱業法が可決、成立し、個人、法人を問わず探鉱権、採掘権等鉱業権の許可申請が自由に行うことができるようになり、それ以降、本格的な開発が開始された。

しかしながら、本鉱業法は、投資家や鉱業企業による鉱業権申請等のためのマニュアルに近い規定内容であり、技術進歩を伴った鉱業活動の進展に適応できなくなってきたほか、鉱山周辺の住民や環境を保護する観点の規定が乏しかった。このため、2005年にエネルギー・鉱山省が審議会を組織し、鉱物資源の技術的及び合理的な採掘の達成、環境保護及び監督の強化、鉱区税及びロイヤルティの見直し等を盛り込んだ鉱業法改正法案を2006年に国会へ提出したが、審議未了となっていた。

その後、2012年10月に、経済的観点、技術的観点及び社会的観点に着目し、現鉱業法における全95条中35条分を改正する内容の鉱業法改正法案を国会に提出したが、国会での法案審議が停滞し現在に至っている。

こうした中、鉱山周辺住民(特に先住民族)、環境保護団体、人権保護団体等からは、鉱業企業は採鉱により多大な利益を得ているにもかかわらず、鉱業に対する課税はそれに見合うだけの適切なものとなっていないことや、鉱山地域に対する還元が行われていない等、政府に対し不服を申し立てるとともに、鉱業企業に対しては暴力等実力行使を伴った抗議活動を含む反対運動が頻繁に行われるなど社会的に大きな問題が発生している。

グアテマラ政府は、頻発する抗議活動に対処すべく、2013年3月に鉱業活動及び水力発電に対する抗議活動を解決するための委員会設置の決定や、7月にPérez Molina大統領が鉱業モラトリアム関連法案を国会に提出等を行った。

なお、12月には憲法裁判所が自治体に対し鉱業活動に関する住民投票を留意すべきとの判決を下したほか、2014年5月には国連人権理事会がグアテマラ政府に対し地域住民等抗議活動を行っている者と鉱業企業とが対話による交渉を行うよう要請する等、政府の対応が必ずしも十分であるとは言えない状況にある。

一方、鉱業活動に対する反対運動が頻発しているが、欧米企業を中心として表1-1.に示すような開発段階等にあるプロジェクトが存在している。

表 1-1. 開発段階等の主要鉱業プロジェクト

プロジェクト名	権益所有企業(保有率)	鉱種	備考
Fenix	Solway Investment Group (98.2) グアテマラ政府(1.8)	ニッケル	初期投資総額：15億US\$ 確認・推定埋蔵量：36.1百万t(Ni 1.86%) 鉱山寿命：27年以上 Ni生産量見込み：25千t/年 操業開始：2014年フェロニッケル生産開始、2018年本格的な商業生産予定
Cerro Blanco	加 Goldcorp(100)	金銀	概測資源量 2.52百万t(Au 15.64g/t、Ag 72.0g/t) 予測資源量 1.35百万t(Au 15.31g/t、Ag 59.6g/t) 2013年7月に開発活動を停止、現在に至る
Torlon Hill	米 Firestone Ventures 社(100)	亜鉛鉛銀	初期投資総額：26.3百万US\$ 精測・概測資源量： 酸化鉱 1.9百万t(Zn 7.32%、Pb 2.41%、Ag 14.25g/t) 硫化鉱 7.6百万t(Zn 3.23%、Pb 2.60%、Ag 12.50g/t) 鉱山寿命：5年 粗鉱処理量見込み：617千t/年 開発資金調達中
Mayaniquel	蘭 Cunico Resources 社(100)	ニッケル	初期投資総額：1,227百万US\$※ サブライト： 概測資源量 17.2百万t(Ni 1.62%)※ 予測資源量 23.3百万t(Ni 1.44%)※ リモナイト： 概測資源量 7.5百万t(Ni 1.20%)※

			予測資源量 7 百万 t (Ni 1.17%) ※ 鉱山寿命 : 29.5 年 ※ フェロニッケル生産量見込み : 19.9 千 t/年 ※ 2014 年 6 月に加 Anfield Nickel 社から買収 ※ : 加 Anfield Nickel 社保有時に公表
--	--	--	---

(出典 : 各社 HP)

2. 鉱業政策の主な動き

2012 年 10 月にボランティアなロイヤルティの規定化、閉山に伴う企業の法的義務、鉱業公社の創設等を盛り込んだ鉱業法改正法案が国会に提出されたが、2014 年 10 月現在において本改正法案は可決、成立しておらず、今後の国会での審議見通しも不透明な状況にある。

一方、鉱業法改正法案の可決、成立への見通しが立たないことによる政権運営に対する批判や鉱業に対する不満をかわすため、2013 年 7 月に Pérez Molina 大統領が鉱業モラトリアム関連法案を国会に提出した。本鉱業モラトリアムは、鉱業法改正法案が可決、成立するまでの間、又は、鉱業モラトリアム関連法案の施行後 2 年間のどちらか短い期間において、民間事業者に対し現行鉱業法による探鉱権、採掘権等鉱業権を付与することを一切禁止するものである。特に鉱業モラトリアム関連法案では、鉱業法改正法案が国会で可決、成立するまでの期間、政府、コミュニティ及び鉱業関係者間において国民的対話を実施するための時間を用意することも盛り込まれている。

なお、2014 年 10 月現在において鉱業モラトリアム関連法案は国会で可決、成立されておらず、また、鉱業モラトリアム自体も発動はされていない。

3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 主要金属鉱石生産量

表 3-1. 金属鉱石生産量

鉱種	2011 年	2012 年	2013 年	対前年増減比 (%)	世界シェア (%)	ランク
金 (t)	11.9	6.4	6.3	-1	0.2	44
銀 (千 t)	0.27	0.20	0.28	38.7	1.1	15
鉄 (千 t)	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
ニッケル (千 t)	n/a	2.4	9.1	279.2	0.4	20

(出典 : World Metal Statistics Yearbook 2014、Steel Statistical Yearbook)

(2) 主要金属地金生産量

データなし

(3) 主要金属地金消費量

データなし

(4) 主要金属輸出货量

表 3-2. 精鉱・地金等輸出货量 (マテリアル量)

鉱種	2011 年	2012 年	2013 年	対前年増減比 (%)	主な輸出相手国
金 (千 t)	12	n/a	n/a	n/a	-

(出典 : Global Trade Atlas)

(5) 主要金属輸入量

表 3-3. 精鉱・地金等輸入量(マテリアル量)

鉱種	2011 年	2012 年	2013 年	対前年増減比(%)	主な輸入相手国
亜鉛地金(千 t)	0.07	n/a	n/a	n/a	-

(出典 : Global Trade Atlas)

4. 鉱山・製錬所状況

表 4-1. 鉱山一覧

鉱山名	権益所有企業 (権益 : %)	鉱種	生産量(t : 年)		備考
			2012 年	2013 年	
Marlin	加 Goldcorp. (100)	金 銀	6.45 204.7	6.29 219.1	
Escobal	加 Tahoe Resources 社 (100)	金 銀 鉛 亜鉛	n/a	61 kg 64.1 818 865	2013 年 9 月末に操業開始、2014 年 1 月に本格的な商業生産へ移行
El Sastre	Exploraciones Mineras de Centro América S.A. (50) Rocas EL Tambol S.A. (50)	金	n/a	n/a	2013 年 3 月、エネルギー一鉱山省による鉱山監督を拒否した理由により、探掘ライセンス取消
Ixtahuacán	Minas de Guatemala S.A. (100)	アンチモン	n/a	n/a	2008 年 8 月以降、生産を休止

(出典 : 各社 Annual Report、各社 HP)



図 1. 主要鉱山、開発プロジェクト位置図

5. 探鉱状況

カナダ企業を主体に探鉱プロジェクトが進められている。主な探鉱プロジェクトは表 5-1. のとおり。

表 5-1. 主要探鉱プロジェクト

プロジェクト名	権益所有企業(権益：%)	鉱種	備考
Holly-Banderas	加 Radius Gold 社(100)	金、銀	
Tambor	米 Kappes Cassidy & Associates (KCA) 社(100)	金	2012年9月にKCA社が加 Radius Gold社から同プロジェクトを管理(保有)する地元企業 Exminga社を買収。
El Pato	加 Goldex Resources 社(100)	金	1980年代後半から1990年代前半にかけて国連の探査によって発見。
La Chorrera	加 Goldex Resources 社(100)	鉛、銅、亜鉛	
Quetzal	加 Firestone Ventures 社	亜鉛、鉛、銀	

(出典：各社 Annual Report、各社 HP)

6. 我が国との関係

(1) 日本への輸出

日本への精鉱・地金輸出はなし

(2) 日本企業による投資状況等

特になし

7. その他トピックス

特になし

(2014. 10. 20 メキシコ事務所 縄田俊之)